

一般的

遺 産 分 割 協 議 書

平成20年9月6日、広島市東区戸坂千足1丁目2番3号 田中太郎の死亡によって開始した相続の共同相続人である田中花子、田中一郎、田中二郎は、本日、その相続財産について、次の通り遺産分割の協議を行った。

記

1. 相続財産中、広島市東区戸坂千足1丁目23番 宅地 123・45平方メートル及び同所所在 家屋番号23番 居宅 木造瓦葺2階建 床面積一階43.00平方メートル二階21.34平方メートルの建物は、田中一郎（持分2分の1）及び田中花子（持分2分の1）の共有とすること。
2. 相続財産中、株式会社広島銀行戸坂支店の定期預金（口座番号〇〇〇〇〇）500万円及びKDDI株式会社の株式20株（株券番号〇〇〇〇〇）は、田中二郎の所有とすること
3. 共同相続人全員は、各相続人がそれぞれ取得した遺産について、名義変更手続きを円滑に行うことができるよう必要書類に署名押印し、印鑑登録証明書を提出するなど相互に協力するものとする。

右協議を証するため、本協議書を参通作成して、それぞれに署名、押印し、各自1通保有するものとする。

平成20年10月13日

広島市〇〇町一丁目 1 2 番 8 号 田中 一郎 印

広島市〇〇町二丁目 3 番 7 号 田中 二郎 印

広島市〇〇町三丁目 4 6 番 1 3 号 田中 花子 印

※ 実印を押印し、各人の印鑑証明書を添付します